

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公開番号】特開2014-170327(P2014-170327A)

【公開日】平成26年9月18日(2014.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-050

【出願番号】特願2013-41248(P2013-41248)

【国際特許分類】

G 06 F 11/34 (2006.01)

G 06 F 21/12 (2013.01)

【F I】

G 06 F 11/34 B

G 06 F 21/22 1 1 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月29日(2016.2.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセスの動きを検知する検知手段と、

前記検知手段によってプロセスの動きが検知されると、プロセスの動きに関する第一のリストに基づいて前記プロセスの動きを許可または禁止する第一の制御手段と、

前記第一の制御手段にて許可または禁止されたプロセスのログ情報を出力する出力手段と、

前記出力手段によって出力されたログ情報に対応するプロセスの情報を第二のリストに保持する保持手段と、

前記保持手段に保持されたプロセスの情報に基づき、前記第一の制御手段にて許可または禁止されたプロセスのログ情報が既に出力されたログ情報に一致するか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段による判定結果に基づき、前記出力手段によるログ情報の出力を制御する第二の制御手段と

を有する情報処理装置。

【請求項2】

前記第二の制御手段は、前記プロセスのログ情報が既に出力されたログ情報に一致する場合は前記ログ情報の出力を抑制し、前記プロセスのログ情報が既に出力されたログ情報に一致しない場合は前記ログ情報の出力を抑制しない請求項1に記載された情報処理装置。

【請求項3】

前記第二の制御手段は、前記プロセスのログ情報が既に出力されたログ情報に一致しない場合は前記プロセスの情報に基づき前記保持手段に保持されたプロセスの情報を更新する請求項1または請求項2に記載された情報処理装置。

【請求項4】

前記プロセスの動きにはプログラムの起動、プログラムによるネットワークアクセス要求のいずれか、または組み合わせが含まれる請求項1から請求項3の何れか一項に記載された情報処理装置。

【請求項 5】

前記第二のリストに保持されたプロセスの情報は、所定時間経過後に削除されることを特徴とする請求項1から請求項4の何れか一項に記載された情報処理装置。

【請求項 6】

前記出力手段にてログ情報が出力されると、警告メッセージが表示されることを特徴とする請求項1から請求項5の何れか一項に記載された情報処理装置。

【請求項 7】

プロセスの動きを検知する検知手段、および、前記検知手段によってプロセスの動きが検知されると、プロセスの動きに関する第一のリストに基づいて前記プロセスの動きを許可または禁止する第一の制御手段と、前記第一の制御手段にて許可または禁止されたプロセスのログ情報を出力する出力手段を有する情報処理装置の制御方法であって、

保持手段が、前記出力手段によって出力されたログ情報に対応するプロセスの情報を第二のリストに保持し、

判定手段が、前記保持手段に保持されたプロセスの情報に基づき、前記第一の制御手段にて許可または禁止されたプロセスのログ情報が既に出力されたログ情報に一致するか否かを判定し、

第二の制御手段が、前記判定手段による判定結果に基づき、前記出力手段によるログ情報の出力を制御する制御方法。

【請求項 8】

請求項1から請求項6の何れか一項に記載された情報処理装置と、

前記情報処理装置からログ情報を取得し、前記情報処理装置に対応させて前記ログ情報を管理するサーバ装置を有する情報処理システム。

【請求項 9】

前記サーバ装置は、

インストーラを作成する作成手段を備え、

前記作成手段が作成したインストーラに関する情報を、前記プロセスの動きに関する第一のリストに登録することを特徴とする請求項8に記載された情報処理システム。

【請求項 10】

前記サーバ装置は、

前記プロセスの動きに関する第一のリストを前記情報処理装置へ送信する手段を備え、

前記プロセスの動きに関する第一のリストは、前記情報処理装置から取得したログ情報に基づいて更新されることを特徴とする請求項8または請求項9に記載された情報処理装置システム。

【請求項 11】

コンピュータを請求項1から請求項6の何れか一項に記載された情報処理装置の各手段として機能させるためのプログラム。

【請求項 12】

コンピュータを請求項8から請求項10の何れか一項に記載されたサーバ装置の各手段として機能させるためのプログラム。